

平成27年 第2回福島町総合教育会議

□開催日時	平成27年12月14日(木) 午後6時10分～午後6時43分	
□開催場所	福島町役場 庁議室	
□出席者	町長 鳴海清春 君、委員長 平沼竜平 君、委員 佐々木幸夫 君 委員 阿部 透 君、委員 佐藤節子 君、教育長 盛川 哲 君	6名
□欠席者	なし	0名
□事務局等の出席者	副町長 高木 壽 君、総務課長 工藤 泰 君 学校教育課長兼給食センター長 近藤勝弘 君、生涯学習課長 鎌田一志 君、 生涯学習課長補佐 福原貴之 君、学校教育係長 石川秀二 君	7名

## 1. 開会

○町長 ただいまより平成27年度第2回福島町総合教育会議を開催いたします。

議事に入る前に、この総合教育会議の設置根拠及び役割等について、おさらいの意味で教育長から説明を願います。

○教育長 説明をいたします。今日配布の1枚ものの資料をお願いいたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律、通称、地教行法といいますが、改正の概要及び総合教育会議の根拠と役割ということでございます。

1番目の改正法の経緯につきましては、この法律は昭和31年に施行されまして教育行政の基本が定められている法律であります。神戸市におけるいじめ・自殺事件。これは平成19年の事件でございますが、これらを経て実は平成25年にはいじめ防止対策推進法というのが施行されております。さらに翌年、平成26年には責任の所在の明確化等を目的として、自治体首長の教育への参与のほか、教育委員長と教育長の1本化などを柱に大改正がなされました。

2番目に改正の概要でございますが、(1)として教育大綱の策定。(ア)として長は、教育、学術及

び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定める。長が定めるということになっております。(イ)としまして長は大綱を定めたり変更したりするときは総合教育会議で協議するというようになっております。(2)総合教育会議の創設ということで、大綱の段階でもすでに総合教育会議という言葉を使っておりますけども、条項からいって総合教育会議の創設が第1条の4ということで後になっております。その(ア)として、大綱の策定に関する協議及び(1)教育の諸条件の整備、もっと長いんですがそこを詰めまして、(2)として児童生徒の生命が危険に晒される等の場合に緊急に講ずべき事項、自殺事案があったり、死亡事案があったりまさに生命、身体が脅かされる事案があったとき、それに講ずべき事項についての調整を行うためにこの総合教育会議というのがあります。(イ)として総合教育会議の構成員は、地方公共団体の長と教育委員会。つまり、町長と委員長から私までの教育委員のこれが構成員なのでございます。(3)教育委員会制度の改変ということで、(ア)として教育委員長と教育長の1本化でございますが、平成27年4月1日以後に教育長が選任された場合には、委員長の職はそこでなくなり、教育長が教育委員会を代表するということとなります。これまでは教育委員会の代表は教育委員長で、教育長は委任を受けて事務局を統括

するという役割で教育長は委員としては特別職だけれども、教育長としては一般職という2つの性格を併せ持っており、4月1日以降に任命された場合は、新教育長として任期が3年で教育委員会の代表ともなるということがございます。ただ経過措置があります。3月31日現在の教育長が4月1日以降も現任する場合は、その任期満了または欠ける場合についてそこまで委員長職は継続するし、現教育長職も継続するということが経過措置であります。私の場合は、平成28年10月20日までの任期でございますから、その後においては自動的に新教育長となると。その前に自分が欠けた場合にも新教育長になるということです。(イ)として、教育長の任命者の変更でございます。改正前は町長が議会の同意を得て、教育長となる候補者をまず教育委員に任命する。教育委員は5人の合議制であって、教育委員会が教育長を任命するという形になっておりました。現在もそうですが、新法では町長が議会の同意を得て、町長が直接任命するというように変更になります。そういったことで改正でありました。(3)として、公開・公表等ではありますが、会議は原則公開、ただし個人情報等の場合は非公開にできるということです。○の2つ目、議事録を公表するよう努めること。これは義務となっておりますが教育委員会の会議録も、要約版といいますが、個人名を載せないスタイルでもって公表しておりますのでそれに倣うということで、第1回の会議では申し合わせをしております。○の3つ目、議会にも報告するのは望ましいということで、これは施行通達がきておりまして、一般に広く公表する場合には議会への報告も大事なことであるというようにされておりますが、今日の明日で議会に報告というのは中々厳しいものはあるので次の大きな定例会である3月の定例会には報告として議会に挙げてはいかがかんというふうに考えております。最後に4番目、事務局です。総合教育会議の事務は、これは本当は町長部局の仕事ですけども、自治法の規定に基づいて平

成27年4月1日に町長から教育委員会に事務が委任されております。

このような形で一応、改正法などの説明に代えさせていただきます。よろしくお願ひします。

○町長 ありがとうございます。

---

## 2. 議案第1号 福島町教育大綱の策定について

---

○町長 それでは次第にそって会議を進めてまいります。次第の2番目、議案第1号、福島町教育大綱の策定についてを議題といたします。内容の説明を求めます。事務局お願ひします。

○学校教育課長 議案の1ページをお願ひいたします。議案第1号、福島町教育大綱の策定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき、福島町教育大綱を定めたいので、同条第2項の規定により協議する。平成27年12月14日提出。福島町長。大綱の内容につきましては2ページから7ページで説明いたします。

2ページをお願ひいたします。福島町教育大綱(案)です。前文、福島町の教育はこれまで、昭和57年に制定した「福島町教育目標」を基本として進められ、地域社会の発展に寄与する多くの人材を社会に輩出するとともに、生涯学習社会の実現に向けた取り組みを行ってまいりました。近年、社会構造の変化に伴い、教育に関する基本法令等が大きく変化するなかで、特に子どもたちの成長や健全な育成に向けた教育の充実・発展や新しい仕組みづくりが求められています。町村合併から60周年を迎え、町民の教育に寄せる思いや期待は大きく、子どもたちの豊かな心の成長や学力・体力の向上をはじめとして、小中学校のあり方、道立高等学校の存続問題、社会教育や教育行政の充実など、町を支える基盤となる「ひとづくり」のため、教育環境のさらなる充実等が求められています。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3による「大綱の策定」

にあたり、国の「第2期教育振興基本計画」における基本的な方針を参酌し、当町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定するものです。

対象とする期間です。この大綱が対象とする期間は、平成28年度から概ね4年間とし、必要に応じて改訂するものとします。

3ページをお願いいたします。第1、基本理念。

一、郷土福島の発展を担う、自主的で創造性に優れた人を育む。一、知性を磨き、行動力のある合理的で科学性に富んだ人を育む。一、郷土福島を愛し、文化を育てる情操豊かな人を育む。第2、基本目標の柱。一、生活リズムを見直して、望ましい生活習慣の確立。一、生きる力の基盤を育てる、就学前の教育環境の充実。一、豊かな心、確かな学力、健やかな体を育てる学校教育の充実。一、健康で潤いを持ち、豊かな人間性を希求する社会教育の充実。一、開かれた教育行政と、教育を創造するための改善改革。

第3、施策。1、望ましい生活習慣の確立。子どもたちにとっては、日常の基本的な生活習慣を見直すことにより、より健やかな成長や発達が促進されると考えられます。家庭と地域や行政、学校が共に子どもたちを育てる視点に立ち、日々の生活習慣の中で、現在特に課題とされている点について意識を高め、共に考え啓発活動を進めます。(1)生活リズムの確立のための習慣づけ。子どもたちの生活を安定させるため、「早寝・早起き・朝ごはん」などの合言葉のように、あるべき生活習慣のリズムを整える工夫を進めます。アンケート調査や模範を示し意識付けを図ります。(2)ゲームやスマートフォン等。学校では、児童会や生徒会が自主的にスマートフォン等についての約束の取り決めを推進します。子どもたちが学校外でゲームやスマートフォン等を使用する場合は、その望ましいあり方について、家庭内で保護者と子どもが約束できるよう、情報提供と

啓発活動を進めます。(3)家庭での学習や読書。家庭での学習方法や読書について、学校だけでなく地域全体を捉え、皆で啓発を進める工夫を図ります。

2、就学前の教育環境充実。加速度的な少子化や核家族化等により、幼児を取り巻く環境は大きく変化し成長への影響が懸念されます。人間関係を創りあげ社会性を確保し小学校へ入学するための適応に課題があるという指摘もあります。家庭・地域・幼稚園・認定こども園及び小学校と行政が連携し、子どもたちの発達に応じた活動を促し、幼少期から就学前の時点において、小学校への円滑な移行を進める教育環境の充実を図ります。(1)就学前児童の小学校への順応対策等。小学校では、就学前児童の小学校への順応を図るため、1日入学や運動会等で参加を促すとともに、幼稚園・認定こども園及び小学校は相互に連携や交流を進めます。また、保護者同士の交流を進める機会を求めます。(2)基礎的生活習慣の確立。小学校生活に早く馴染ませ、人間関係を円滑に進めるため、幼児期のうちに基本的な生活習慣の確立や、コミュニケーション能力の醸成を進めます。(3)地域人材の活用。幼児教育の経験者や地域の高齢者等、地域の人材を活かして世代間交流等を推進します。

3、学校教育の充実。家庭・地域・学校、そして行政が連携し「豊かな心」「確かな学力」「健やかな身体」を育み、自己実現を目指して努力する子どもの育成を図ります。子ども一人ひとりの成長を促しながら「地域全体で育てる」という意識を持って学校教育を推進します。また、小中学校のあり方については、地域及び保護者との綿密な連携の中でその実情を勘案し、考え方を共有しながら教育環境の向上を目指します。(1)豊かな心の育成。道徳の授業公開の促進や、地域人材を活用した道徳授業を推進します。また、読書活動の啓発に努めるほか、いじめのない学校づくりのための取り組みの充実に努めます。(2)確かな学力の育成。基礎的基本的学力

の知識や技能の定着を図ります。また、思考力・判断力・表現力の育成を図ります。学習意欲の喚起を図り、家庭学習との連携した学習スタイルを確立します。(3) 健やかな身体の育成。基本的な運動の推進を図り、体力の向上に努めるほか、健康安全教育の推進を図ります。学校給食を通じた食育の推進を図ります。(4) 学校間の連携。小・小連携、小・中連携、中・高連携の学校間や校種を超えた連携や交流を図り、上級学校への円滑な移行を図ります。学校間交流による授業研究等を行い授業の改善充実を図ります。(5) 開かれた学校づくり。地域や保護者の方への学校公開日を設定し、学習活動等をより広く公開します。外部講師や地域人材の活用及び公開授業を充実いたします。キャリア教育充実のため地域との連携を推進します。(6) 地域との連携。地域住民や保護者の負託に応えるため、学校関係者評価・保護者アンケートの充実を図ります。学校評議員会やPTAとの綿密な関係を構築します。また、地域を学習の場として捉え、地域住民の協力のもと、共に子どもを育てる、よりよい教育環境の整備に努めます。(7) 教育環境の整備・充実。学校施設の整備・充実を推進します。教具・施設・設備をICT化に向け時代の要請に即したものに整備していきます。TT教員、ALTや支援を必要とする子どもへの学習支援員を確保し、充実した教育の推進を図ります。

4、社会教育の充実。現代社会においては、各個人の価値観の多様化や生活スタイルの変化が見られます。また、物の豊かさと共に、心の豊かさが求められる時代になりました。福島町の素晴らしい文化や自然の中での、町民一人ひとりの生涯を通じた学習活動の推進や充実を努めます。なお、社会教育分野については、第6次福島町社会教育中期計画を基軸として推進いたします。(1) 生涯学習推進の充実。生涯学習を通じ人づくり・町づくりを目指します。町民の方々の知識や技能を活かした社会参加や地域づくりの充実を図ります。子どもたちと町民が

ともに参加し、地域全体が生き生きとした活動につながるよう、機会の提供に努めます。(2) 文化財の伝承と保存管理。松前神楽をはじめとする無形文化財の保存・伝承に努めます。また、有形文化財や遺跡から発掘された出土文化財等の保存管理に努めます。(3) 町民の学習環境の整備と機会の提供。学習施設や図書室の設備充実、総合体育館や町民プール、パークゴルフ場の運営管理の中で、より町民の方々の学習や運動への参加を増やすため学習・運動機会の提供に努めます。

5、教育行政の推進。時代に対応した教育行政の推進を図ります。全ての町民がそれぞれの立場で教育に携わる中で、町全体としての教育力を向上させるよう改善改革に努めます。(1) 指導体制の充実。生涯学習の視点から学校教育・社会教育の推進を図ります。そのための組織の在り方を常に考え指導体制の改善改革を図ります。(2) 各種支援制度の充実。子どもの夢の実現に繋がる奨学金制度や福島商業高校生への補助支援制度、各種検定への補助などの充実拡充を図ります。特に福島商業高校の存続のため、公務員試験対策講座をはじめとする町独自対策等による魅力づくりを継続するとともに、町外からの入学者確保のための環境づくりに努めます。(3) 人材育成等。優れた教育実践地域への視察研修や英語ジュニアキャンプへの積極的な参加及び友好市町等との交流など人的育成を推進します。大綱は以上でございます。別冊で参考資料として、町民憲章それと福島町教育目標、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）、福島町総合教育会議設置要綱と別冊でつけておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○町長 ありがとうございます。説明が終わりましたので、質疑を行います。何かご質問ございますか。

○委員長 大綱については問題ないと思います。

○町長 1点よろしいですか。7ページのところに

あります、高校存続のあたりで町外からの入学者確保のための環境づくりに努めますというのは、現在進行形なのでもう少し強めてもいいかなと思います。これはだいたい前のものなのでしょうか。もうやっていますよね。

○学校教育課長 はい。

○町長 これは努めていますなので事業実施前に書いたものだと思いますが、もう少し書きぶりを強めてもいいと思います。

○委員 要は、続けてまいりますということですよ。

○町長 そうです。努めますだと、やるかやらないかがニュアンスとしてわからないと思います。

○副町長 議会ですら予算が確定していないので、一応執行部としてはこれを進めるということで今どんどんやっていますけども、2月議会の前なのでこれでいいかなという感じもします。

○委員長 町長としてそれを進めるというように公言しているわけですから、インパクトの強いものはインパクトの強いなりに議会に出すべきかなと思いますけど。

○町長 これはいつ議会などに提案ですか。

○教育長 3月には報告しなければならないです。

○委員長 どうかなと言え、どうかなという感じですね。

○副町長 そうですね。そういう意味であれば町長のおっしゃるとおりですね。

○町長 検討していきたいです。他に何かございますか。

○委員 ちょっと、いいのかどうかわからないですけど、教育大綱の中で子どもたちだとか、地域だとか書いていますが、親・家庭がもっと協力していかなければいけないところもあるので、そういうものもこの中に文章的に組み入れてもいいと思います。一番大事だと思います、親の考えというのは。

○委員長 ですが、3ページの第3の部分に(1)から(3)で工夫を図ります、情報を提供しますと

というような内容しか親には言えないのではないかなと思います。啓発というような、こうしろ、ああしろではなく、こうしたほうがいい、ああしたほうがいいというような。なので、私はここの文章でいいのかなという印象を受けました。(2)でいうのであればゲームやスマートフォンで区切らないで、等をつけたことによって今後4年間なり8年間なり出てくる色々な危惧されるような内容のものに対してもここの部分で持っていける、議論できる取っ掛かりになるわけですから、逆にここで等を付けてくれたので自由度が広がるのかなという気持ちがあります。ここ最近ですから、ラインやスマートフォン、メールによるいじめだとか。これから出てくるものに対応して自由自在にこの理念を当てはめていくという部分ではこれはいいのかなと考えておりました。

○町長 ここは思うところは共有していますので、中々難しいということで整理させていただきます。その他なにかございますか。

(「なし」との声あり)

○町長 質疑なし認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただ今議案となっております議案第1号につきましては、高校部分を多少調整する形で決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○町長 異議なしと認めます。よって議案第1号につきましてはそのように決定しました。

---

### 3. その他

---

○町長 その他ということで、こちらの機会になにかお話しすることございますか。

○委員 先日、打合せという形で町長とお話をさせていただきましたが、年に1回などではなく可能であれば、正式な教育会議という形をとらなくても情報交換など町長部局と教育委員会側と情報共有したりするための場を作ってほしいなど。

○町長 1ヶ月に1回は大変だと思いますので、2ヶ月に1回でも定期的にやっていただければと思います。

○委員 最低でも年に教育会議を含めて2回できればなと思います。

○委員長 現状の報告などですね。

○町長 時期をうまく計って、例えば4月状況を見ながらだとか、予算時期前などタイミングをみて時期、時期にやれるといいなと思いますので事務局の方で考えていただければなと思います。

○委員 前に1度協議したように進めてきた部分や意見、町長の考えのほうを聞いてやっていますから改めてしなくても、ある程度出しているの今回のような感じでいいです。

○町長 わかりました。今回の件についてはよろしいでしょうか。

---

### 閉会

---

○町長 以上で本日の案件は全て終了いたしました。よって平成27年第2回福島町総合教育会議を閉会いたします。本日はご苦勞様でした。